

目 次

津市訓令

津市外部公益通報に関する規程

津市告示

放置自転車等の撤去及び保管

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示

道路の占用の制限

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

津市公告

津市農業振興地域整備計画の変更

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市外部公益通報に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市外部公益通報に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、外部公益通報を適切に処理するため、本市が採るべき措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第 2 条第 1 項各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、同項に規定する役務提供先（以下「役務提供先」という。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（同項に規定する役員をいう。）、従業員、代理人その他の者について同条第 3 項に規定する通報対象事実又は当該通報対象事実該当しない法令（津市行政手続条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法令をいう。以下同じ。）に違反する事実（以下「通報対象事実等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本市の機関（同項第 6 号に規定する本市の機関をいう。以下同じ。）に通報すること（津市公正公平な市政の確保に関する条例（令和 3 年津市条例第 2 9 号）第 2 条第 6 号に規定する公益通報を行う場合を除く。）をいう。
 - (2) 外部公益通報者 外部公益通報をした者をいう。
 - (3) 主管課 通報対象事実等に関する処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）の事務を所掌する課等をいう。
- (外部公益通報相談窓口の設置等)

第3条 外部公益通報及び外部公益通報の相談に関する事務を処理するため、内部統制室に外部公益通報相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）を置く。

2 通報相談窓口は、次に掲げる事務を処理するものとする。ただし、通報相談窓口を経由せず、主管課に直接外部公益通報が行われた場合は、この限りでない。

- (1) 外部公益通報の受付に関すること。
- (2) 外部公益通報に係る相談に関すること。
- (3) 外部公益通報者との連絡調整に関すること。
- (4) 主管課との連絡調整に関すること。

（外部公益通報の受理等）

第4条 通報相談窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、主管課に当該外部公益通報を引き継ぐものとする。

2 主管課は、前項の規定により引継ぎを受けた外部公益通報又は直接行われた外部公益通報に対応する必要性について、本市が有する法令上の権限等を踏まえて十分検討し、受理又は不受理を決定するものとする。この場合において、当該外部公益通報を受理しないときは、受理しない旨及びその理由を外部公益通報者に通知するものとする。ただし、匿名の外部公益通報者又は通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

3 主管課は、前項の規定により不受理とした外部公益通報の内容が、本市の機関以外の行政機関が処分又は勧告等の権限を有するものである場合は、外部公益通報者に対し、当該行政機関を遅滞なく教示しなければならない。ただし、匿名の外部公益通報者に対しては、この限りでない。

4 主管課は、外部公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しなかったときは受理しなかった旨及びその理由を、通報相談窓口に報告するものとする。

5 主管課は、匿名による外部公益通報があつた場合においても、可能な限り、実名による外部公益通報と同様に取り扱うように努めるものとする。

（外部公益通報に関する調査の実施等）

第5条 主管課は、前条第2項の規定により受理した外部公益通報について、外部公益通報者が調査の対象となる役務提供先から特定されないよう十分に留意しつつ、適当な方法で調査を行うものとする。

2 主管課は、前項の調査を行ったときは行った旨を、行わなかったときは行

わなかった旨及びその理由を、通報相談窓口に報告するものとする。

（協力義務）

第6条 主管課は、通報対象事実等について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関が本市の機関以外にもある場合は、当該行政機関と連携して前条第1項の調査を行い、必要な措置をとる等、相互に協力するものとする。

（調査結果に基づく措置等）

第7条 主管課は、第5条第1項の調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、遅滞なく法令に基づく措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 主管課は、前項の措置を講じた後、第5条第1項の調査の結果及び当該措置を講じたことを、外部公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名の外部公益通報者又は通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

3 主管課は、第5条第1項の調査の結果、通報対象事実等がなかったときは、外部公益通報者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、匿名の外部公益通報者又は通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

（外部公益通報者の保護）

第8条 外部公益通報の対応に関与した職員は、外部公益通報者を保護するため、正当な理由がなく、当該外部公益通報に関して知り得た事項であって、当該外部公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

2 本市は、外部公益通報者が外部公益通報したことを理由として、役務提供先から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合は、必要な支援等を行うものとする。

（利益相反関係者の排除）

第9条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報に関する事務に関与することができない。

(1) 調査の結果により不利益を受ける場合

(2) 外部公益通報者又は通報対象事実等に関与している者と親族関係にある場合

2 通報相談窓口の職員が前項各号のいずれかに該当する場合は、他の職員に外部公益通報を引き継ぐものとする。

（運用状況の公表）

第 1 0 条 市長は、外部公益通報の件数等について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 1 月 4 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 1 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 5 年 1 月 1 0 日
垂水地内	1	令和 5 年 1 月 1 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 1 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 1 月 1 7 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 5 年 1 月 1 7 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 1 月 2 4 日
久居駅東口公共自転車等駐車場	1	令和 5 年 1 月 2 4 日
西丸之内地内	3	令和 5 年 1 月 2 5 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 5 年 1 月 2 6 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	3 1	令和 5 年 1 月 2 7 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	2 1	令和 5 年 1 月 3 0 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	2 3	令和 5 年 1 月 3 0 日
白塚駅公共自転車等駐車場	9	令和 5 年 1 月 3 0 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	2	令和 5 年 1 月 3 0 日
栗真町屋町地内	1	令和 5 年 1 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 3 号

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示
津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱（令和 4 年津市告示第 4 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条中「津市個人情報保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 号）」を「個人情報
の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び津市個人情報の保護
に関する法律施行条例（令和 4 年津市条例第 3 4 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	津駅一身田上津部田線	津市広明町 4 0 1 番 2 地先から 津市広明町 2 9 7 番 1 地先まで
市道	栄町観音寺町線	津市栄町一丁目 8 4 3 番地先から 津市栄町一丁目 8 7 5 番地先まで
市道	栄町鳥居町線	津市栄町一丁目 8 7 5 番地先から 津市栄町一丁目 7 9 番 1 地先まで
市道	西丸之内 1 号線	津市丸之内 3 1 3 番 1 地先から 津市丸之内 3 5 4 番地先まで
市道	一色浜田線	津市河芸町浜田字天神谷 6 8 9 番 8 地先から 津市河芸町浜田字下箕田 7 9 8 番 1 地先まで
市道	中瀬北黒田線	津市河芸町中瀬字舟橋 2 1 番 3 地先から 津市河芸町浜田字天神谷 6 8 3 番 1 1 地先まで
市道	棕本安西線	津市芸濃町棕本字墓澤 4 2 6 5 番 6 地先から 津市芸濃町棕本字追上 6 1 4 1 番 1 地先まで
市道	三郷檜木原線	津市美里町三郷字東出前 1 番 1 7 地先から 津市美里町三郷字下広 4 5 番 8 地先まで
市道	サイエンスシティ中央線	津市河芸町南黒田字山王 1 0 8 7 番 4 地先から 津市あのか台一丁目 2 番 3 地先まで

市道	北河路橋安東小 学校線	津市北河路町字出口 5 7 番地先から 津市納所町字東沢田 4 9 4 番 4 地先まで
市道	白山芸濃線.	津市芸濃町棕本字東豊久野 3 0 2 9 番 1 3 地先から 津市美里町足坂字舞谷 1 1 1 9 番 1 地先まで
市道	一身田大古曽第 1 3 号線	津市一身田大古曽字奥池ノ下 1 5 4 5 番 1 地先から 津市夢が丘一丁目 2 番 4 地先まで
市道	久居伊倉津線	津市雲出伊倉津町字里之西 1 1 3 4 番 4 地先から 津市雲出伊倉津町字十七ノ割 1 3 1 4 番地先まで
市道	中町明神線	津市久居明神町字風早 2 6 5 3 番 4 地先から 津市久居明神町字風早 2 2 2 2 番 3 地先まで
市道	佐田停車場線	津市白山町佐田字大垣内 1 5 9 5 番 3 地先から 津市白山町佐田字大垣内 1 6 1 7 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 5 年 4 月 1 日

津市告示第 2 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社幸三建設
- 2 事業所の名称
シルヴァオリヴ津デイサービスセンター
- 3 事業所の所在地
津市雲出本郷町 1 5 2 3 番地 4
- 4 廃止年月日
令和 5 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市公告第 2 0 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
榊原町	坪ノ興	16161番	1, 853	650	農地	農業用施設用地
榊原町	坪ノ興	16163番	1, 219	532	農地	農業用施設用地

津市公告第 2 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

505022001

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和4年度南道維債第4号 久居北口町及び川方町地内排水路改修工事				
工 事 場 所	津市 久居北口町及び川方町		地内		
工 事 概 要	場所打水路工 75m				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,996,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022002

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北道維債第6号 島崎町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 島崎町		地内		
工 事 概 要	表層 213m ² 側溝工 88m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和5年7月24日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,528,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(申請は令和5年4月以降とする)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022003

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和4年度南道維債第3号 木造町地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 木造町		地内		
工 事 概 要	表層 939m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月9日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・美里	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】B	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,116,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022004

公 告 日	令和5年2月20日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和4年度南道維債第2号 久居小野辺町地内道路改修（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 久居小野辺町	地内		
工 事 概 要	路盤 319m2 表層 319m2			
工 期	契約締結の日から 令和5年6月2日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】安芸	【地区】河芸・美里	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】B
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	5,317,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505022005

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和4年度南道維債第1号 雲出本郷町地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 雲出本郷町		地内		
工 事 概 要	表層 722m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月9日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,080,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022006

公 告 日	令和5年2月20日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北道維債第7号 一身田平野地内道路改修（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 一身田平野	地内		
工 事 概 要	表層 560m2			
工 期	契約締結の日から 令和5年6月5日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	5,133,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505022007

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北道維債第8号 垂水及び南が丘三丁目地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 垂水及び南が丘三丁目		地内		
工 事 概 要	表層 881m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月5日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前10時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,067,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（申請は令和5年4月以降とする）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022008

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北道維債第4号 野田地内道路改修(舗装)工事				
工 事 場 所	津市 野田		地内		
工 事 概 要	表層 571m2				
工 期	契約締結の日から 令和5年5月19日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	3,844,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有(申請は令和5年4月以降とする)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505022009

公 告 日	令和5年2月20日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北道維債第5号 栄町二丁目地内道路改修(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 栄町二丁目	地内		
工 事 概 要	表層 295m2 路盤 295m2			
工 期	契約締結の日から 令和5年5月19日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年2月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和5年2月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和5年3月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月8日 午前11時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,635,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有(申請は令和5年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

505022010

公 告 日	令和5年2月20日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和4年度建整公園補第4号 香良洲高台防災公園整備工事（その3）				
工 事 場 所	津市 香良洲町		地内		
工 事 概 要	管渠工 2,028m 側溝工 473m 照明灯 4基 路盤 1,730m ² 便所工 1基				
工 期	契約締結の日から 令和5年11月17日 まで				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年3月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年3月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年3月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年3月6日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年3月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年3月15日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	88,460,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(申請は令和5年4月以降とする)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

津市公告第 22 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託

(2) 業務委託の概要

津市斎場いつくしみの杜、津市美杉八知火葬場及び津市美杉伊勢地火葬場への霊柩自動車による遺体及び同乗者の搬送

(詳細は、別紙仕様書のとおりです。)

(3) 業務の履行期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで(60か月)

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、公告の日から入札の日までの間、津市条件付一般競争入札参加者心得及び仕様書並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎1階市民課窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月29日(水) 午前10時

(2) 場所

津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎4階 第41会議室

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とします。

(2) 契約保証金

契約単価に12か月分の予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)の100分の10以上。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

5 入札の参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び津市に事業所を有する場合は市税を滞納していないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 19 条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第 2 項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(5) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人

ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者

(6) 中部運輸局から一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定）の許可を受けていること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者

に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

7 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

8 入札方法及び決定方法

- (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。

- (3) 入札金額の表示

特別車、普通車の運行1回当たりの単価に1か月当たりの各予定回数に乗じた金額を内訳に記載し、すべてを合計した金額を入札書に記載する金額とすることとします。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

- (4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額を書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他のやむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち、予定価格の範囲内において最低価格（以下「最低入札金額」といいます。）をもって入札を行った１者としします。ただし、契約に当たっては特別車、普通車の運行１回当たりの単価による契約としします。

(8) くじによる落札者の決定

最低入札金額で入札した者が２者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者は、失格としします。

(9) 入札結果の公表

入札結果は、津市ホームページで公表します。

(10) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとしします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定後、７日以内に本市と委託契約を締結するものとします。

なお、印紙税等契約締結の手續に係る費用については、落札者の負担とします。

10 入札参加に係る手續

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとしします。

(1) 参加申込期間

令和５年３月１０日（金）から同月２４日（金）まで（いずれの日も

津市役所本庁舎の開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間に限ります。)

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ及びオに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）。商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）。商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

ウ 印鑑（登録）証明書

エ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類。本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

オ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書。個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

カ 一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定）の許可を受けていることが確認できる中部運輸局が発行した証明書

※ 提出書類のうちイ、ウ、エ及びオについては、いずれも申込日以前 3 カ月以内に発行されたもの（コピー可）に限ります。

(3) 提出方法

津市役所本庁舎 1 階市民課窓口へ直接持参することとします。

（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号）

11 仕様書に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎 1 階市民課窓口へ直接持参又はファックスにより提出することとします。
（FAX 番号 0 5 9 - 2 2 1 - 1 1 7 3）

(2) 提出期限

令和 5 年 3 月 1 7 日（金）正午

(3) 回答方法

質問に対する回答内容は、令和５年３月２０日（月）から同月２４日（金）までの間、津市ホームページで公開します。

【問い合わせ先】

市民部市民課企画管理・斎場担当

電話番号 ０５９－２２９－３１４４

FAX番号 ０５９－２２１－１１７３

津市公告第 2 3 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 5 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 5 年 2 月 2 2 日	津市 一志町 みのり ヶ丘	猫（雑種）	キジト ラ 長	不明	小	9 1 日以 上	首輪な し

2 収容期間 令和 5 年 3 月 2 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表公民館長印の項中「5 3」を「5 1」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号）の
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「2 2」を「2 1」に改める。

(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

別表津市立育生幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和5年3月1日（水） 午前10時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
教職員の異動内申について

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 16 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 選挙管理委員会事務局
- 31 監査事務局
- 32 農業委員会事務局

第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和4年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和3年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

令和4年9月9日から令和5年1月27日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を

受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 政策財務部

(1) 資産税課

正確かつ公正な契約書の作成及び適正な公文書の取扱いについて（意見）

家屋評価調書準備資料作成業務委託について、仕様書第12条（個人情報の取扱い）に明記されている個人情報取扱特記事項が契約書に綴じ込まれていなかった。

また、仕様書中の成果品納入期限の日付が空欄（決裁後調整）となっていた。加えて、契約書及び仕様書で提出を求めている着手届、管理技術者選任通知書について、受注者から提出はあるものの、いずれも提出日、契約締結日が記載されておらず、市側の收受印もなく、提出があった旨の報告もなされていなかった。

当該業務は、地方税法上の守秘義務も課される個人情報を取り扱うものであることから、正確かつ公正な契約書に基づく個人情報の取扱いを徹底するとともに、契約に係る公文書についても適正な取扱いを徹底されたい。

(2) 財産管理課

津市公印規則の遵守について（指摘）

津市公用バス運行業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

2 市民部

(1) 市民交流課

補助金交付に係る関係法令等の条文整理について（意見）

防犯カメラ設置補助金交付要綱において、補助金の額は「補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が15万円を超えるときは、15万円）を限度とし、予算で定める範囲内において」とされている。

しかしながら、同要綱に基づき策定された、津市防犯カメラ設置の手引きでは、1台あたり15万円を補助上限額としており、令和4年度においては、カメラ5台分として432,800円の補助金交付を決定しているものがあった。

現状、手引きで定める補助上限額が、上位規程である要綱で定める範囲を超える額を交付していることから、本補助金交付事務の実情に即するよう、関係法令等の条文を整理されたい。

(2) 地域連携課

公正公平な交付金審査について（意見）

市民活動推進事業交付金交付要領では、設立や運営に必要な経費を対象経費とする市民活動団体設立等支援交付金と事業実施に必要な経費を対象経費とする市民活動推進交付金を定めており、1団体に対して同一年度に両方を交付できないこととしている。

令和4年度は、平成30年度から4年ぶりに市民活動団体設立等支援交付金を1団体に交付決定していたが、明らかに事業実施に必要な経費を、対象経費である設立や運営に必要な経費であると拡大解釈し、対象経費と認めて交付決定をしていた。

交付金は、令和4年度から施行された津市補助金審査事務規程に基づく補助金チェックシートの作成対象とはならないが、対象経費の拡大解釈の防止は制定趣旨の一つであることから、同規程に準じた公正公平な交付金の審査に努められたい。

3 スポーツ文化振興部

(1) スポーツ振興課

スポーツ競技団体との十分な協議による大会の開催について（意見）

令和3年度のスポーツ競技団体への大会開催業務委託について、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会が中止となったため、大会開催プログラム・ポスター等の印刷製本費、感染症対策の消耗品費などの準備経費について支払うものとし、委託料を減額する変更契約を締結した。準備経費を支払うことには妥当性はあるものの、当初予定されていなかった過剰とも言える入賞者副賞も含まれており、大会が中止になったにもかかわらず、当初契約額の約7割に相当する委託料を支出していた。

大会の主催者、開催費用を負担するのは市であることから、スポーツ競技団体と十分に協議を行いながら、各種のスポーツ大会を開催されたい。

(2) 文化振興課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和３年度において、津リージョンプラザ無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

4 健康福祉部

(1) 子育て推進課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和３年度において、公立保育所及び認定こども園の無線ネットワーク等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

(2) こども支援課

正確かつ公正な契約書の作成及び個人情報保護に係る書類徴取の徹底について（意見）

令和４年１０月１日から運用を開始した新たな津市家庭児童相談システムへデータ移行するため、従前システムからのデータ抽出業務委託を行ったが、その契約書に個人情報の取扱いに関する特記仕様書が綴じ込まれていなかった。

また、特記仕様書に定める書類の提出を求めていなかった。

個人情報の取扱いに係る責任の所在を明確化するため、正確かつ

公正な契約書の作成を徹底するとともに、特記仕様書に基づく個人情報保護に係る書類の徴取についても徹底されたい。

(3) 高齢福祉課（河芸総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課）
補助金交付事務手続の見直しについて（指摘）

津市老人クラブ重点活動事業補助金について、令和4年9月に三重県からの補助事業採択後、河芸総合支所市民福祉課及び美杉総合支所市民福祉課に指示をし、河芸地域内5地区、美杉地域内4地区の老人クラブに、同年4月1日付けで補助金交付申請書を提出するよう依頼文を送付させていた。その後、両総合支所市民福祉課は、同日付けの補助金交付申請書の提出を受け、同日付けの収受印を押印し、同日付けで交付決定していた。

高齢福祉課においても、津地域内9地区の老人クラブに対し、同様の日付を遡った事務手続をしていた。

公文書で日付を遡った申請書の提出を市民に対し依頼することはもとより、明らかに実際の押印日とは異なる日付で交付決定通知書に公印を使用しており、公文書取扱い上の観点から適正であるとは言えない。

本補助金に係る一連の事務の流れを整理し、実際の日付に即した適正な補助金交付事務となるよう、事務手続を見直されたい。

(4) 障がい福祉課

津市公印規則の遵守について（指摘）

視覚障害者自立歩行生活訓練事業業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

(5) 介護保険課

無効入札とすべき見積書による落札者の決定について（意見）

介護認定調査業務委託における見積徴取において、見積書に記された金額が1,000円か4,000円なのか判別できないものがあったが、金額の高い4,000円を決定価格としていた。

本来最も低い価格をもって入札した者が落札者となるのが競争入

札の原則であることから、1 者からの見積徴収であっても、金額が判別できないものについては、無効入札として取扱い、公正適格な契約事務を徹底されたい。

(6) 健康づくり課

ア 保健センター使用料の使用許可前徴収について（指摘）

白山保健センターにおける保健指導室（多目的ホール）の使用許可申請に対し、使用希望日時に加えて申請書欄外に先日付の予約日時を記入することで、先日付分の使用料も含めた使用料を一括で徴収し、後日、先日付分の使用許可申請書の提出を受け、使用料は徴収済として使用許可書を交付しているものがあった。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条において、「使用許可を受けた者は、（中略）使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。」とされており、このような使用許可前の使用料徴収はできないものである。

今後は、同条例及び同条例施行規則を遵守した適正な使用料の徴収事務を徹底されたい。

イ 津市事務専決規程の遵守について（指摘）

医療関係法人への津市保健事業等交付金に係る2件の交付決定決裁について、いずれも交付決定額が1,000万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、担当理事決裁（300万円以上1,000万円未満）により交付決定していた。

今後は、このようなことがないよう、同規程を遵守されたい。

5 ポートレース事業部

事業推進課

未使用クオカードの有効活用及び資産計上の検討について（意見）

ファンサービス用クオカードは、令和4年9月30日の現在高が476万1,000円であるが、その中には、過去に開催されたレース用に作成された未使用のものが多く含まれている。

これらのクオカードについては、ファンサービス等で積極的に利用するなど有効活用するとともに、金銭的な価値を有していることから、貯蔵品として貸借対照表に資産計上し、資産として適正に在庫管理することを検討されたい。

6 久居総合支所

地域振興課

ポルタふれあいセンター使用料の適正な徴収について（指摘）

津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例において、冷暖房時の使用料については、施設使用料の2分の1の額を使用料に加算し、使用許可の際に納付することとされている。

しかしながら、使用許可申請の際に冷暖房費を適正に徴収しているものもあれば、後日、月まとめて冷暖房費のみを徴収しているものも見受けられた。

施設の使用を許可する際には、相手方に冷暖房の使用の有無を十分に確認し、同条例に基づく使用料の適正な徴収を徹底されたい。

7 河芸総合支所

市民福祉課

条例施行規則に基づく事務処理の徹底について（指摘）

津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、使用許可の申請期間は「使用しようとする日の属する月の3月前から前日まで」と定められている。

しかしながら、施設の設置目的に即した団体に対しては、前年度に年間通しての使用許可申請ができるようにしており、令和4年度においても、複数の団体の令和4年4月から令和5年3月までの使用許可申請及び使用料減免申請を受付し、一括して使用許可及び免除決定をしていた。

使用許可及び免除決定に際しては、同条例施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。

8 芸濃総合支所

地域振興課

芸濃総合文化センターの適正な使用許可及び使用料の減免手続について（指摘）

使用料が免除となる津市芸濃町文化協会の加入団体として使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出された団体について、未加入であるにもかかわらず、使用許可及び免除決定がなされていた。使用許可申請書の備考欄に同協会に加入との記載がされていたが、実際は関連団体が加入していたものであった。

真の申請者が誰であることを十分に確認し、公正公平な使用許可及び使用料の減免手続を徹底されたい。

9 安濃総合支所

地域振興課

財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和３年度において、サンヒルズ安濃無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていないかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

10 白山総合支所

地域振興課

(1) 財産台帳の適正な整備について（指摘）

令和３年度において、白山総合文化センター無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていないかった。

津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。

今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。

(2) 行政財産の使用許可及び使用料の減免手続について（指摘）

農業関連団体が無償で白山農民研修所の事務室を使用しているが、行政財産の使用許可及び使用料の減免に係る手続がされていないことから、所要の措置を講じられたい。

(3) 行政財産貸付契約の見直し及び適正科目による収納について（指

摘)

白山体育館のジュース自動販売機については、平成12年11月20日に個人と設置に係る覚書を締結しており、設置の条件は「電気使用料として1台につき1ヶ月700円を町に納入すること。」とされている。

しかしながら、実際には行政財産使用料として年額756円、電気使用料として月額3,000円を収納していた。

行政財産使用許可の手続によらず、行政財産使用料として歳入していること、覚書にもよらない金額を請求していることは、適正な収納事務であるとは言えない。契約の在り方を見直すとともに、適正な科目により収納されたい。

11 教育委員会事務局

学校教育課

補助金の交付条件に沿った審査の徹底について（意見）

私立幼稚園協会補助金については、津市補助金等交付規則第5条に基づき、補助金交付決定通知書に、補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けなければならないとの条件を付して、補助事業者には通知している。

令和3年度においては、75万7,565円の補助対象経費の約4割にあたる33万円を、当初計画にない協会ホームページの作成費用に支出するとの報告を受けていたが、補助事業者に対し計画変更承認申請書の提出を求めないまま、実績報告書の提出を受け交付確定していた。

今後、経費の配分に変更が生じるとの報告があったときは、補助事業者に対し、同規則に規定する計画変更承認申請書の提出を求め、補助金に係る交付条件に沿った審査を行うよう徹底されたい。

第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 内部統制の更なる強化について

(1) 補助金等審査事務

令和4年度から、津市補助金審査事務規程に基づく補助金チェックシートを活用した補助金交付事務の執行が開始されたことを受け、本

監査においてチェックシートが有効に機能しているかどうか、重点的に確認した。ほとんどの所属において、チェックすべき項目や担当者の役割が明確となり、有効に機能していたが、一部の所属では、別途、補助金交付要綱等を確認しないといけない雛形そのままのシートを使用しているもの、手書きではなく、チェックが印字されているシートにより決裁されているもの、予算執行確認担当者のチェック欄がなく、予算チェックされたことが確認できないシートを使用しているものなど、初年度からチェックシートの意義を形骸化するような事務処理が見られた。

なお、補助金チェックシート作成の対象とならない補助金、交付金において、日付を遡った不適正な事務手続や、交付対象経費の拡大解釈による交付金の交付決定がなされていたことは、津市自治会問題を踏まえ同規程が制定されたことを鑑みると、残念と言うほかない。

(2) 建築施設等少額修繕

令和3年10月1日から運用を開始された建築施設等少額修繕業者選定指針、建築施設等少額修繕検査マニュアルに基づく施設修繕の執行についても本監査の重点の一つとした。これもほとんどの所属において、指針、マニュアルに沿った執行がなされていたが、一部の所属では、記入誤りや記入漏れのある少額修繕検査チェックシートにより完了検査を合格にしているものや、修繕完了日から10日以上経過しているにもかかわらず、10日以内に完了検査を実施したとチェックされているものもあった。

(3) 小括

いずれも津市自治会問題を踏まえて内部統制を強化するために導入された仕組みであるが、現時点では組織全体に十分に浸透しているとは言えない。仕組みが導入された背景・趣旨が風化することがないように、あらゆる機会を通じて、財務事務執行に係る全ての職員に繰り返し周知徹底を図り、組織としてのチェック機能が十分に働く、更なる内部統制の強化に取り組まれない。

2 財産台帳の適正な整備について

令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、複数の部局における公共施設の空調改修工事や文化施設等のリモート環境（Wi-Fi等環境）が整備されたことから、津市公有財産規則

に定める財産台帳への登録状況を確認したところ、多くの所属で登録がなされていないかった。

市の公有財産を適正に管理していくためには、施設整備に活用した財源も含めて適正に財産台帳を整備することが必要不可欠である。改めて、津市公有財産規則に基づく適正な公有財産の管理を徹底されたい。

3 不動産賃貸借契約における自動更新条項への対応について

市が賃借人となる場合の不動産賃貸借契約書において、賃貸借期間に係る条項中に「賃貸借期間満了の日前1箇月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。」とするただし書を加えて、土地（建物）を借り上げている事例が複数の部局にわたり散見された。いずれも債務負担行為は設定されておらず、後年度予算の裏付けがないまま契約更新されている状況は適切とは言えない。

土地（建物）を借り上げる必要性も含めて、自動更新条項のある不動産賃貸借契約の在り方について、全庁的に見直されたい。

4 収賄による職員逮捕について

本監査の期間中に、モーターボート競走事業に係る広告発注業務を巡る収賄により職員が逮捕、起訴され、有罪となるに至ったことは、誠に遺憾である。賄賂を求めた職員個人の犯行ではあるが、組織として収賄を可能にする環境を与えていたことは否めない。一職員個人の問題として捉えることなく、組織として、二度とこのような職員を生み出さないよう、あらゆるリスクを想定し、不祥事を未然に防止できる仕組みを構築するとともに、組織の規律保持の再徹底を図られたい。

5 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入されるに当たって、公営企業会計を始め、一般会計・特別会計の各会計において、必要となる準備が進められているところである。

インボイス制度は、地方公共団体として適格請求書発行事業者となることだけではなく、消費者としても、契約事務、会計事務において混乱が生じると考えられ、市の財務事務の執行に大きな影響を与えるものである。

制度開始までに残された時間は長くない。財務事務の執行に係る全ての職員が制度を十分に理解し、インボイス制度に対応した適確な財務事務を執行できるよう、対応マニュアル等の整備や説明会の開催等により周知徹底を図り、万全の態勢で制度開始当日が迎えられることを望むものである。

以上

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 16 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 堀 口 順 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象

次の財産区における令和4年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和3年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第3 監査の期間

令和4年12月5日から令和5年1月27日までである。

第4 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。